

支援項目 訓練・作業

訓練 作業	障害程度区分に関する調査
ス 訓練のため動機付け及び訓練内容の理解に関する支援	(質問) 貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い
セ 在宅生活に必要な生活関連行為の習得に関する支援	(質問) 貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い
ノ 訓練のための送迎及び移動に関する支援	(質問) 貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い
タ 訓練の準備及び後片づけに関する支援	(質問) 貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い
チ 車いす操作、歩行、日常生活動作等に関する訓練	(質問) 貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い
ソ 持久力、敏しょう性の向上等の体力増強のための訓練	(質問) 貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い

高次脳機能障害に関する調査	高次脳機能障害に関する調査 具体的内容
(質問) 左欄で「1 全面的な支援が必要」又は「2 部分的な支援が必要」と判断した場合、高次脳機能障害が原因かどうか、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 主な原因と思われる。 2 副次的な原因と思われる。 3 原因とは思わない。	依存心が高く、訓練の必要性を感じない 出来ないことがあるとすぐに不機嫌になる 時間を決められて行動することができない
(質問) 左欄で「1 全面的な支援が必要」又は「2 部分的な支援が必要」と判断した場合、高次脳機能障害が原因かどうか、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 主な原因と思われる。 2 副次的な原因と思われる。 3 原因とは思わない。	時間割によって次の行動へ移行することができない 次の訓練 作業場所がわからない 送迎の場所が覚えられない 送迎ハスのなかに落ち着いて座っていない
(質問) 左欄で「1 全面的な支援が必要」又は「2 部分的な支援が必要」と判断した場合、高次脳機能障害が原因かどうか、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 主な原因と思われる。 2 副次的な原因と思われる。 3 原因とは思わない。	必要な物品が分らない 覚えられない 訓練 作業が終了すると片付けな いて帰ろうとする 間違っても持ち帰 りがないか自分で確認できない

テ	職能訓練に係る 作業技術の習得 及び作業の遂行 に関する支援	(質問)貴施設が判断する支 援の必要性について、右欄の 1～3の中から該当する項目 を別紙回答用紙にご記入くださ い。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い	(質問)左欄で「1全面的な支援が必 要」又は「2部分的な支援が必要」と 判断した場合、高次脳機能障害が原 因かどうか、右欄の1～3の中から該 当する項目を別紙回答用紙にご記入 ください。 (回答欄) 1 主な原因と思われる。 2 副次的な原因と思われる。 3 原因とは思わない。	訓練 作業の手順が覚えら れない 訓練 作業の結果を自分で 評価できない
---	---	---	--	---



(質問)ス～テの項目の中で、 1番目に重み付けをする必要が ある項目を別紙回答用紙にご記 入ください。 (回答欄) ス セ ソ タ チ ツ テ	(質問)ス～テの項目の中で、 2番目に重み付けをする必要が ある項目を別紙回答用紙にご記 入ください。 (回答欄) ス・セ ソ タ チ ツ テ
--	--

支援項目 コミュニケーション

コミュニケーション	障害程度区分に関する調査
ト 各々の障害に応じた手段による意思疎通に関する支援(ナを除く)及び意思疎通の訓練	(質問)貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い
ナ 代筆、電話の仲立ち等の支援	(質問)貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い
	(質問)ト～ナの項目の中で、1番目に重み付けをする必要がある項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) ト ナ
	(質問)ト～ナの項目の中で、2番目に重み付けをする必要がある項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) ト ナ

高次脳機能障害に関する調査	高次脳機能障害に関係する具体的な内容
(質問)左欄で「1 全面的な支援が必要」又は「2 部分的な支援が必要」と判断した場合、高次脳機能障害の原因かどうか、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答紙にご記入ください。 (回答欄) 1 主な原因と思われる。 2 副次的な原因と思われる。 3 原因とは思わない。	自分で出来ないことを適切に依頼できない 依頼したことを忘れてしま い、後で怒ったりする

支援項目 社会復帰

社会復帰	障害程度区分に関する調査
ニ 就労又は退所後の生活に向けた住宅の確保、生活支援の体制作り等に関する支援	(質問)貴施設が判断する支援の必要性について、右欄の1～3の中から該当する項目を別紙回答用紙にご記入ください。 (回答欄) 1 全面的な支援が必要 2 部分的な支援が必要 3 支援の必要が低い

(質問)このケースで最も支援を必要とする項目の記号(ア～ニ)を順番に3つあげて別紙回答用紙にご記入ください。	(回答欄)1番目に支援を必要とする項目(ア～ニ) 【 】 (回答欄)2番目に支援を必要とする項目(ア～ニ) 【 】 (回答欄)3番目に支援を必要とする項目(ア～ニ) 【 】
--	---

(質問)ア～ニの支援項目以外で必要な支援内容を 必要性が高いものから順番に3つあげて別紙回答用紙にご記入ください。 また、援助の必要性についても記入してください	(回答欄1) ア～ニの支援項目以外で必要な支援内容を記入してください。 【 】 (回答欄2) ア～ニの支援項目以外で必要な支援内容を記入してください。 【 】 (回答欄3) ア～ニの支援項目以外で必要な支援内容を記入してください。 【 】
--	---

図1 施設区分別、調査対象客対数、回答施設数及び回答件数

施設区分名	調査対象 施設客対	回答数	
		施設数	件数
①身障更生	22	14	683
(1)肢体不自由者更生	7	6	336
(2)視覚更生	2	2	57
(3)聴覚・言語更生	1	1	30
(4)内部更生	2	—	—
(5)重度更生	10	5	260
②身障療護	13	10	722
③身障授産	22	7	355
(1)身障授産	11	1	30
(2)重度授産	11	6	325
④身障通所授産	12	9	182
⑤知的更生(入所)	14	9	772
⑥知的更生(通所)	14	7	185
⑦知的授産(入所)	12	4	214
⑧知的授産(通所)	13	4	163
合計	122	64	3,276

図2 単純集計一覧

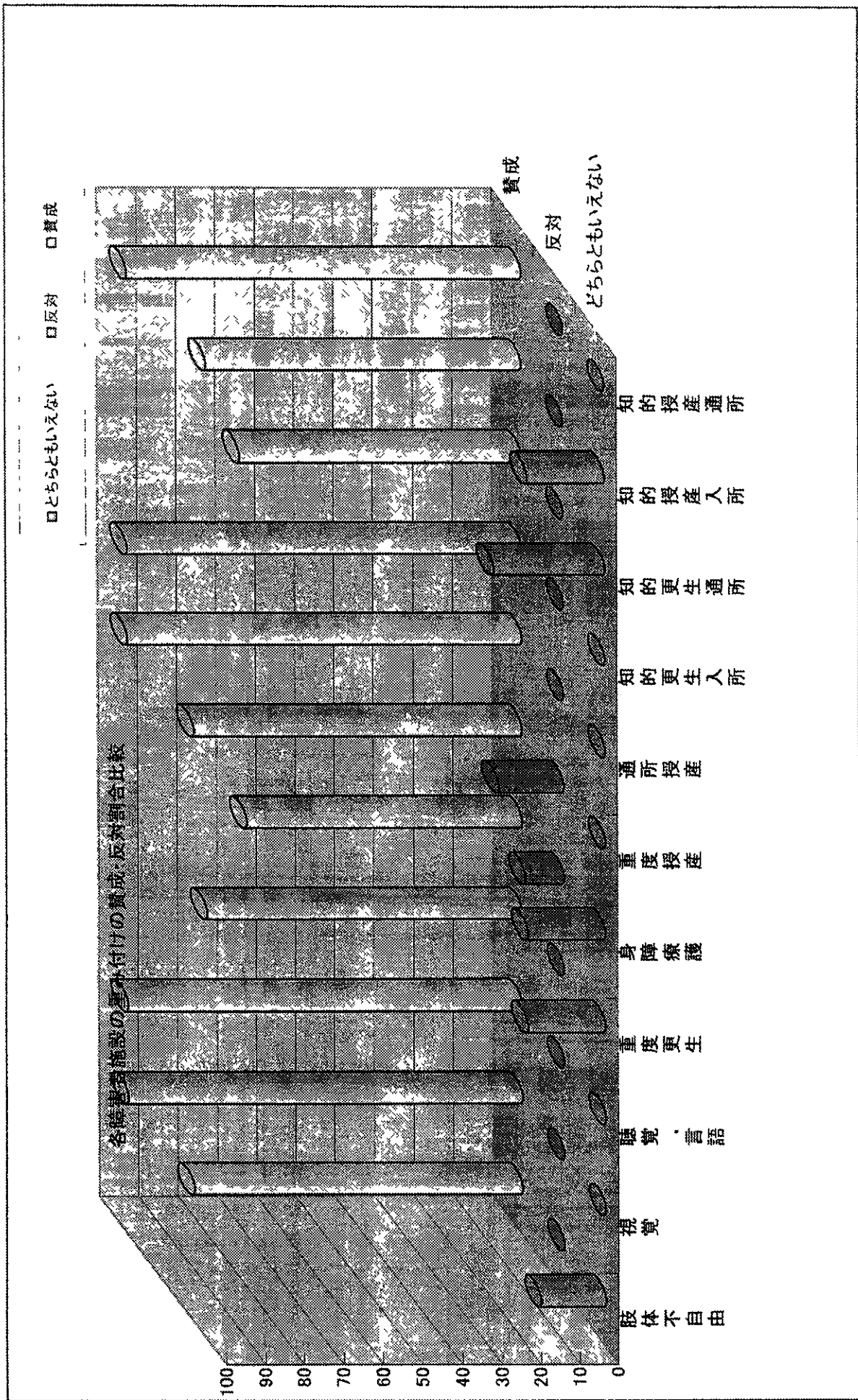
	①身障更生					②身障療護				
	肢体不自由者更生施設	視覚更生	聴覚 言語更生	内部更生	重度更生					
障害 区分 程度	A	326 (47.7)	114 (33.9)	6 (10.5)	20 (66.7)	- (0.0)	186 (71.5)	520 (72.0)		
	B	220 (32.2)	124 (36.9)	29 (50.9)	10 (33.3)	- (0.0)	57 (21.9)	164 (22.7)		
	C	133 (19.5)	97 (28.9)	19 (33.3)	- (0.0)	- (0.0)	17 (6.5)	38 (5.3)		
	無効回答	4 (0.6)	1 (0.3)	3 (5.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)		
	合計	683 (100.0)	336 (100.0)	57 (100.0)	30 (100.0)	- (0.0)	260 (100.0)	722 (100.0)		
障害 の 決定 方法 区分	1 みなし	74 (10.8)	22 (6.5)	5 (8.8)	- (0.0)	- (0.0)	47 (18.1)	5 (0.7)		
	2 市町村単独	421 (61.6)	292 (86.9)	42 (73.7)	8 (26.7)	- (0.0)	79 (30.4)	208 (28.8)		
	3 更生相談所の相談 意見	4 (0.6)	2 (0.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (0.8)	- (0.0)		
	4 施設職員の協力で	181 (26.5)	17 (5.1)	10 (17.5)	22 (73.3)	- (0.0)	132 (50.8)	509 (70.5)		
	5 その他	1 (0.1)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)		
性別	無効回答	2 (0.3)	2 (0.6)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)		
	合計	683 (100.0)	336 (100.0)	57 (100.0)	30 (100.0)	- (0.0)	260 (100.0)	722 (100.0)		
	男	483 (70.7)	258 (76.8)	27 (47.4)	18 (60.0)	- (0.0)	180 (69.2)	411 (56.9)		
	女	199 (29.1)	77 (22.9)	30 (52.6)	12 (40.0)	- (0.0)	80 (30.8)	310 (42.9)		
	無効回答	1 (0.1)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.1)		
年齢	合計	683 (100.0)	336 (100.0)	57 (100.0)	30 (100.0)	- (0.0)	260 (100.0)	722 (100.0)		
	～30歳	140 (20.5)	86 (25.6)	14 (24.6)	9 (30.0)	- (0.0)	31 (11.9)	46 (6.4)		
	31～50歳	215 (31.5)	98 (29.2)	26 (45.6)	13 (43.3)	- (0.0)	78 (30.0)	251 (34.8)		
	51～64歳	301 (44.1)	144 (42.9)	12 (21.1)	6 (20.0)	- (0.0)	139 (53.5)	314 (43.5)		
	65歳以上	27 (4.0)	8 (2.4)	5 (8.8)	2 (6.7)	- (0.0)	12 (4.6)	111 (15.4)		
身体障害手帳等級	無効回答	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)		
	合計	683 (100.0)	336 (100.0)	57 (100.0)	30 (100.0)	- (0.0)	260 (100.0)	722 (100.0)		
	身体障害者 1級	396 (58.0)	183 (54.5)	28 (49.1)	10 (33.3)	- (0.0)	175 (67.3)	544 (75.3)		
	身体障害者 2級	195 (28.6)	102 (30.4)	18 (31.6)	14 (46.7)	- (0.0)	61 (23.5)	166 (23.0)		
	身体障害者 3級	42 (6.1)	25 (7.4)	5 (8.8)	2 (6.7)	- (0.0)	10 (3.8)	12 (1.7)		
入所目的	身体障害者 4級	28 (4.1)	15 (4.5)	3 (5.3)	3 (10.0)	- (0.0)	7 (2.7)	- (0.0)		
	身体障害者 5級	15 (2.2)	9 (2.7)	2 (3.5)	- (0.0)	- (0.0)	4 (1.5)	- (0.0)		
	身体障害者 6級	4 (0.6)	1 (0.3)	1 (1.8)	1 (3.3)	- (0.0)	1 (0.4)	- (0.0)		
	知的障害者 重度	1 (0.1)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.4)	- (0.0)		
	知的障害者 重度以外	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)		
入所目的	無効回答	2 (0.3)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.4)	- (0.0)		
	合計	683 (100.0)	336 (100.0)	57 (100.0)	30 (100.0)	- (0.0)	260 (100.0)	722 (100.0)		
	1 身体介護	24 (3.5)	11 (3.3)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	13 (5.0)	712 (98.6)		
	2 作業訓練	376 (55.1)	237 (70.5)	5 (8.8)	- (0.0)	- (0.0)	134 (51.5)	2 (0.3)		
	3 社会適応訓練	226 (33.1)	38 (11.3)	52 (91.2)	25 (83.3)	- (0.0)	111 (42.7)	2 (0.3)		
入所目的	4 その他	55 (8.1)	49 (14.6)	- (0.0)	4 (13.3)	- (0.0)	2 (0.8)	3 (0.4)		
	無効回答	2 (0.3)	1 (0.3)	- (0.0)	1 (3.3)	- (0.0)	- (0.0)	3 (0.4)		
	合計	683 (100.0)	336 (100.0)	57 (100.0)	30 (100.0)	- (0.0)	260 (100.0)	722 (100.0)		

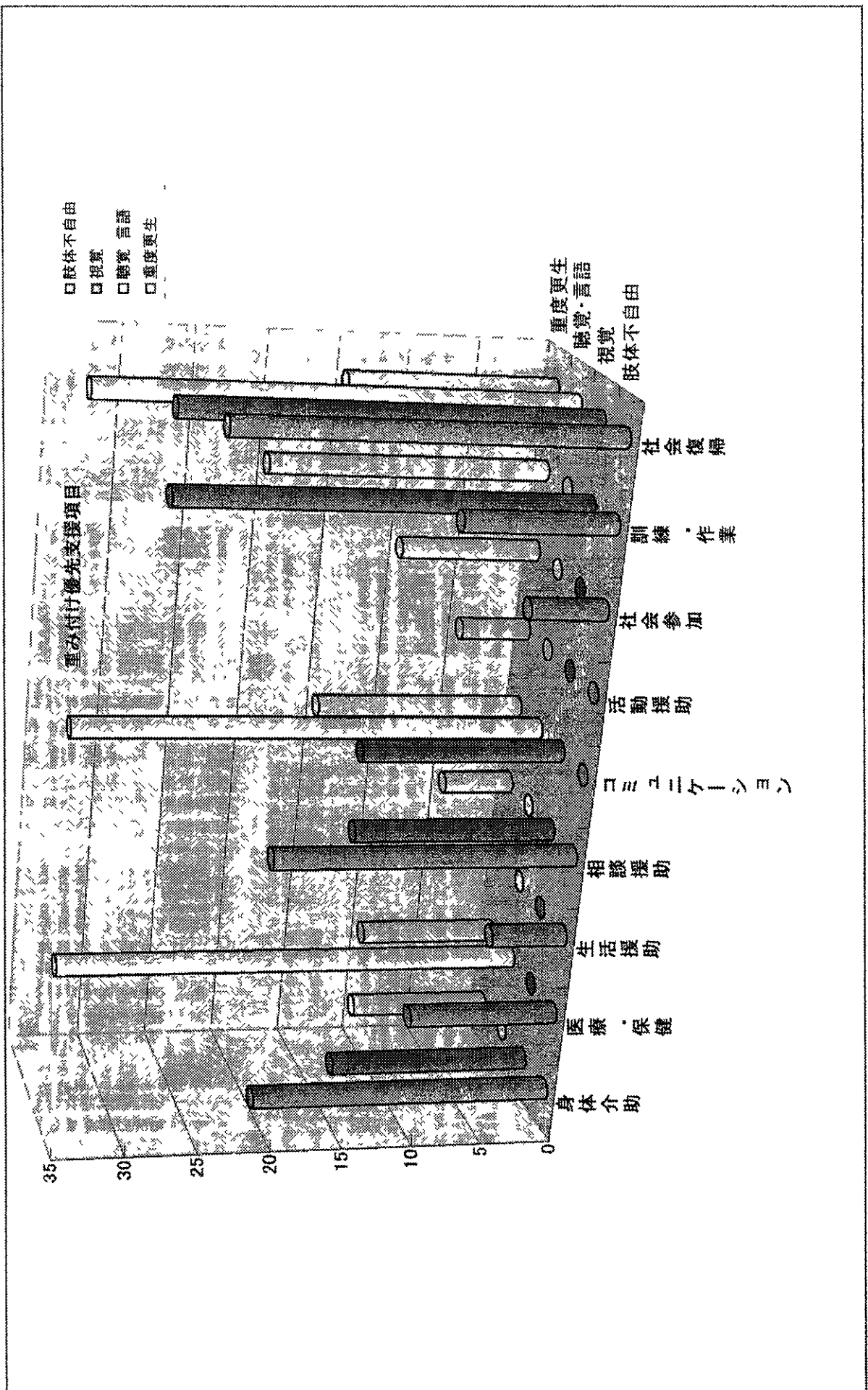
図2 単純集計一覧

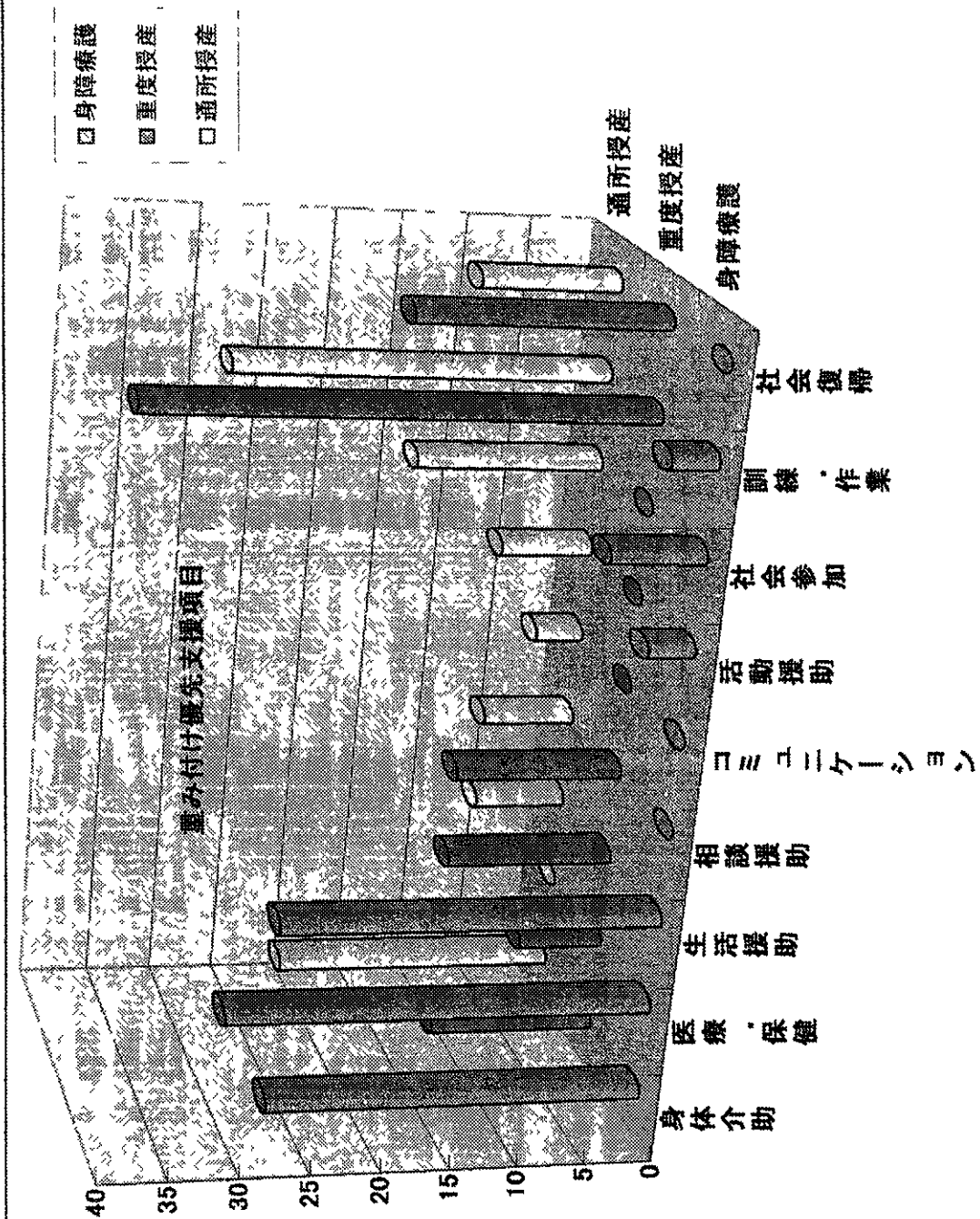
障害区分程度	③身障授産	身障授産		④身障通所授産	⑤知的更生(入所)	⑥知的更生(通所)	⑦知的授産(入所)
		身障授産	重度授産				
障害区分程度	A	243 (68.5)	241 (74.2)	49 (26.9)	653 (84.6)	158 (85.4)	91 (42.5)
	B	101 (28.5)	80 (24.6)	102 (56.0)	87 (11.3)	25 (13.5)	103 (48.1)
	C	10 (2.8)	3 (0.9)	31 (17.0)	19 (2.5)	2 (1.1)	17 (7.9)
	無効回答	1 (0.3)	1 (0.3)	- (0.0)	13 (1.7)	- (0.0)	3 (1.4)
	合計	355 (100.0)	325 (100.0)	182 (100.0)	772 (100.0)	185 (100.0)	214 (100.0)
	1. みなし	58 (16.3)	57 (17.5)	- (0.0)	112 (14.5)	60 (32.4)	1 (0.5)
障害の決定方法区分	2. 市町村単独	102 (28.7)	73 (22.5)	70 (38.5)	388 (50.3)	50 (27.0)	41 (19.2)
	3. 更生相談所の相談意見	1 (0.3)	1 (0.3)	1 (0.5)	17 (2.2)	- (0.0)	27 (12.6)
	4. 施設職員の協力で	175 (49.3)	175 (53.8)	111 (61.0)	254 (32.9)	62 (33.5)	131 (61.2)
	5. その他	19 (5.4)	19 (5.8)	- (0.0)	- (0.0)	10 (5.4)	- (0.0)
	無効回答	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.1)	3 (1.6)	14 (6.5)
	合計	355 (100.0)	325 (100.0)	182 (100.0)	772 (100.0)	185 (100.0)	214 (100.0)
性別	男	264 (74.4)	238 (73.2)	116 (63.7)	436 (56.5)	103 (55.7)	130 (60.7)
	女	91 (25.6)	87 (26.8)	66 (36.3)	336 (43.5)	82 (44.3)	83 (38.8)
年齢	無効回答	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (0.5)
	合計	355 (100.0)	325 (100.0)	182 (100.0)	772 (100.0)	185 (100.0)	214 (100.0)
	～30歳	36 (10.1)	33 (10.2)	57 (31.3)	130 (16.8)	117 (63.2)	40 (18.7)
	31～50歳	173 (48.7)	162 (49.8)	79 (43.4)	382 (49.5)	59 (31.9)	90 (42.1)
	51～64歳	127 (35.8)	115 (35.4)	40 (22.0)	189 (24.5)	6 (3.2)	74 (34.6)
	65歳以上	18 (5.1)	14 (4.3)	6 (3.3)	71 (9.2)	- (0.0)	10 (4.7)
身体障害者手帳等級	無効回答	1 (0.3)	1 (0.3)	- (0.0)	- (0.0)	3 (1.6)	- (0.0)
	合計	355 (100.0)	325 (100.0)	182 (100.0)	772 (100.0)	185 (100.0)	214 (100.0)
	身体障害者 1級	106 (29.9)	99 (30.5)	43 (23.6)	32 (4.1)	12 (6.5)	3 (1.4)
	身体障害者 2級	172 (48.5)	161 (49.5)	72 (39.6)	43 (5.6)	9 (4.9)	4 (1.9)
	身体障害者 3級	44 (12.4)	36 (11.1)	23 (12.6)	26 (3.4)	3 (1.6)	4 (1.9)
	身体障害者 4級	17 (4.8)	14 (4.3)	19 (10.4)	29 (3.8)	1 (0.5)	6 (2.8)
知的障害者 5級	身体障害者 5級	6 (1.7)	5 (1.5)	11 (6.0)	11 (1.4)	1 (0.5)	5 (2.3)
	身体障害者 6級	9 (2.5)	9 (2.8)	8 (4.4)	1 (0.1)	- (0.0)	5 (2.3)
	知的障害者 重度	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	16 (8.6)	1 (0.5)
	知的障害者 重度以外	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (1.1)	1 (0.5)
	無効回答	1 (0.3)	1 (0.3)	6 (3.3)	630 (81.6)	141 (76.2)	185 (86.4)
	合計	355 (100.0)	325 (100.0)	182 (100.0)	772 (100.0)	185 (100.0)	214 (100.0)
入所目的	1. 身体介護	11 (3.1)	11 (3.4)	11 (6.0)	126 (16.3)	19 (10.3)	4 (1.9)
	2. 作業訓練	308 (86.8)	278 (85.5)	157 (86.3)	172 (22.3)	76 (41.1)	150 (70.1)
	3. 社会適応訓練	34 (9.6)	34 (10.5)	8 (4.4)	325 (42.1)	21 (11.4)	58 (27.1)
	4. その他	- (0.0)	- (0.0)	4 (2.2)	27 (3.5)	50 (27.0)	1 (0.5)
	無効回答	2 (0.6)	2 (0.6)	2 (1.1)	122 (15.8)	19 (10.3)	1 (0.5)
	合計	355 (100.0)	325 (100.0)	182 (100.0)	772 (100.0)	185 (100.0)	214 (100.0)

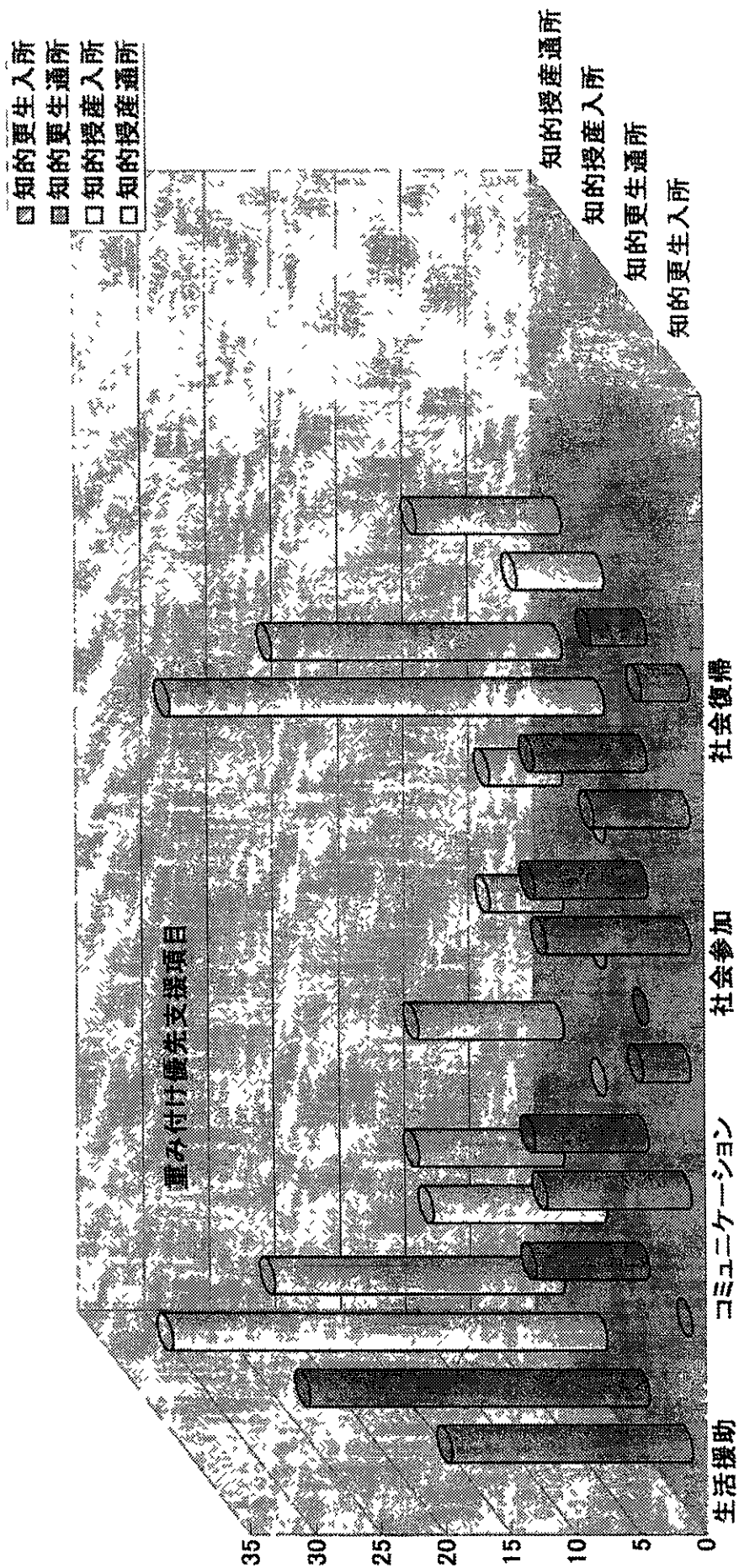
図2 単純集計一覧

		⑧知的財産(通所)	総合計
障害程度区分	A	78 (47.9)	2,118 (64.7)
	B	71 (43.6)	873 (26.6)
	C	12 (7.4)	262 (8.0)
	無効回答	2 (1.2)	23 (0.7)
	合計	163 (100.0)	3,276 (100.0)
障害の決定方法区分	1 みなし	4 (2.5)	314 (9.6)
	2 市町村単独	39 (23.9)	1,319 (40.3)
	3 更生相談所の相談意見	- (0.0)	50 (1.5)
	4 施設職員の協力で	112 (68.7)	1,535 (46.9)
	5 その他	8 (4.9)	38 (1.2)
	無効回答	- (0.0)	20 (0.6)
	合計	163 (100.0)	3,276 (100.0)
性別	男	121 (74.2)	2,064 (63.0)
	女	42 (25.8)	1,209 (36.9)
	無効回答	- (0.0)	3 (0.1)
	合計	163 (100.0)	3,276 (100.0)
年齢	～30歳	79 (48.5)	645 (19.7)
	31～50歳	79 (48.5)	1,328 (40.5)
	51～64歳	5 (3.1)	1,056 (32.2)
	65歳以上	- (0.0)	243 (7.4)
	無効回答	- (0.0)	4 (0.1)
	合計	163 (100.0)	3,276 (100.0)
身体障害手帳等級	身体障害者 1級	2 (1.2)	1,138 (34.7)
	身体障害者 2級	7 (4.3)	668 (20.4)
	身体障害者 3級	1 (0.6)	155 (4.7)
	身体障害者 4級	2 (1.2)	102 (3.1)
	身体障害者 5級	- (0.0)	49 (1.5)
	身体障害者 6級	- (0.0)	27 (0.8)
	知的障害者 重度	27 (16.6)	45 (1.4)
	知的障害者 重度以外	56 (34.4)	59 (1.8)
	無効回答	68 (41.7)	1,033 (31.5)
	合計	163 (100.0)	3,276 (100.0)
入所目的	1 身体介護	- (0.0)	907 (27.7)
	2 作業訓練	118 (72.4)	1,359 (41.5)
	3 社会適応訓練	38 (23.3)	712 (21.7)
	4 その他	- (0.0)	140 (4.3)
	無効回答	7 (4.3)	158 (4.8)
	合計	163 (100.0)	3,276 (100.0)







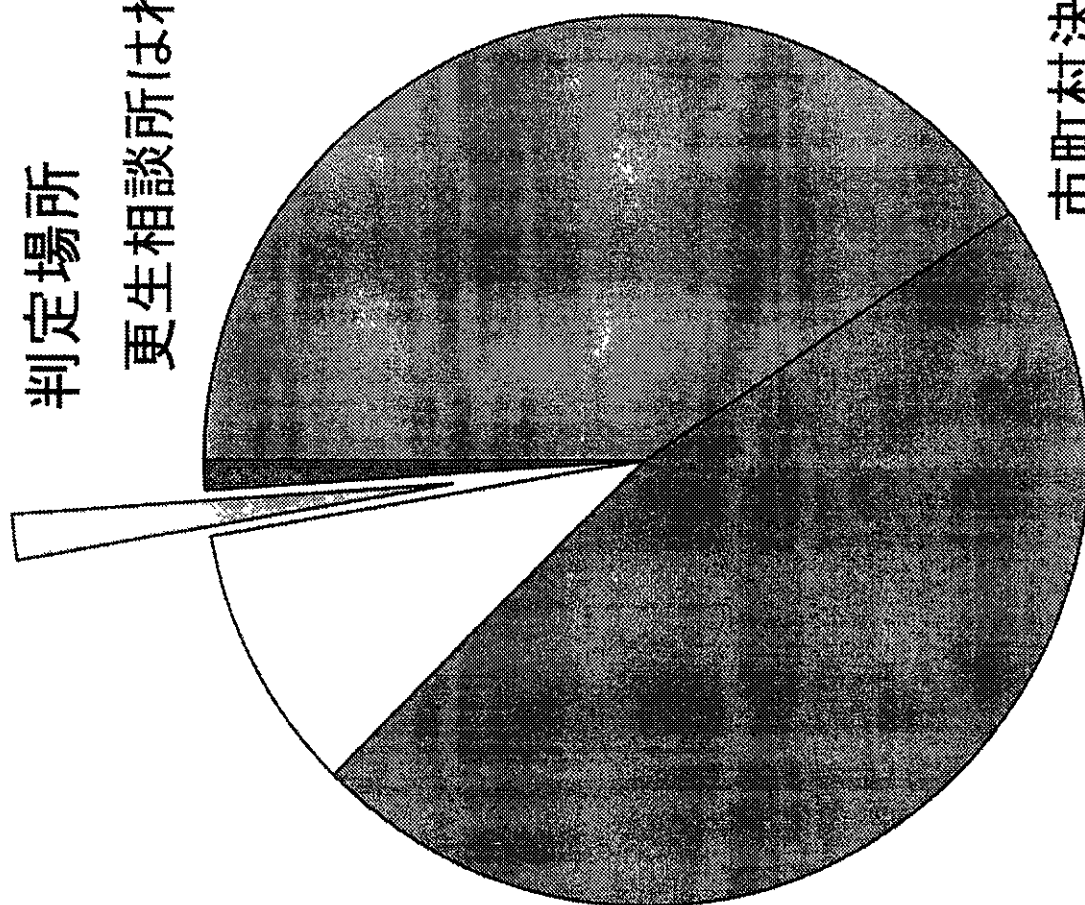


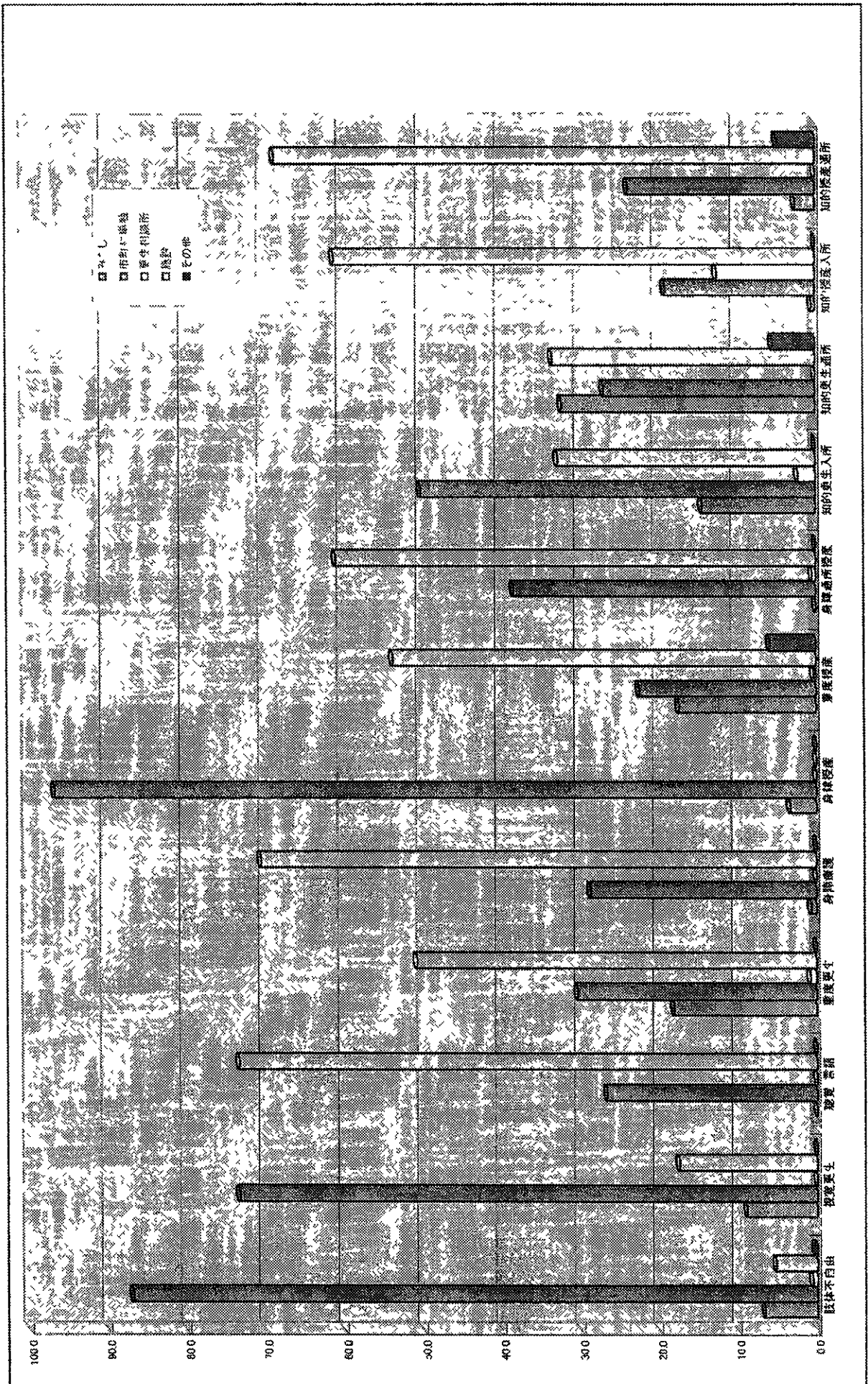
判定場所

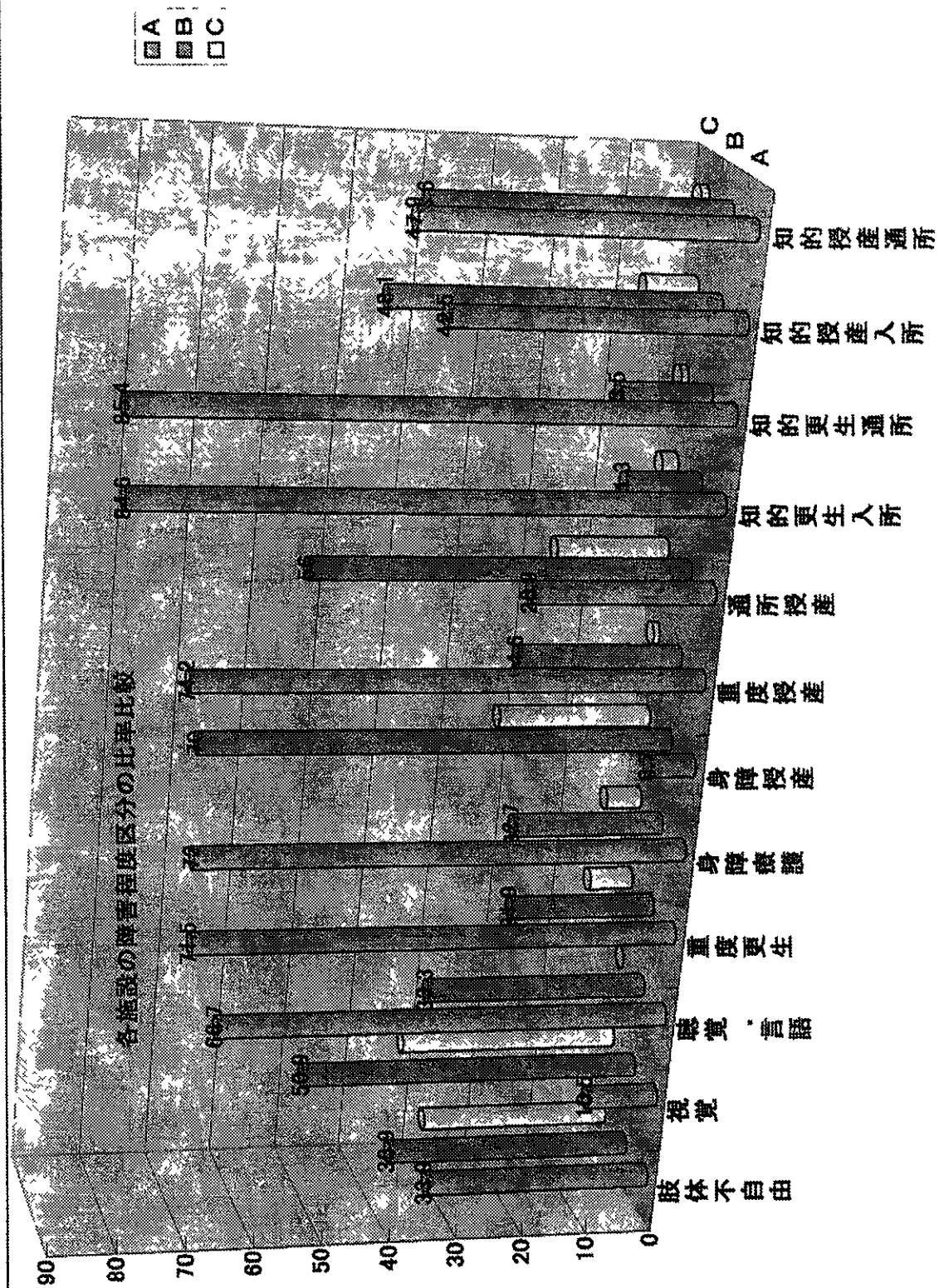
更生相談所はわずか1.5%

市町村決定は87.2%

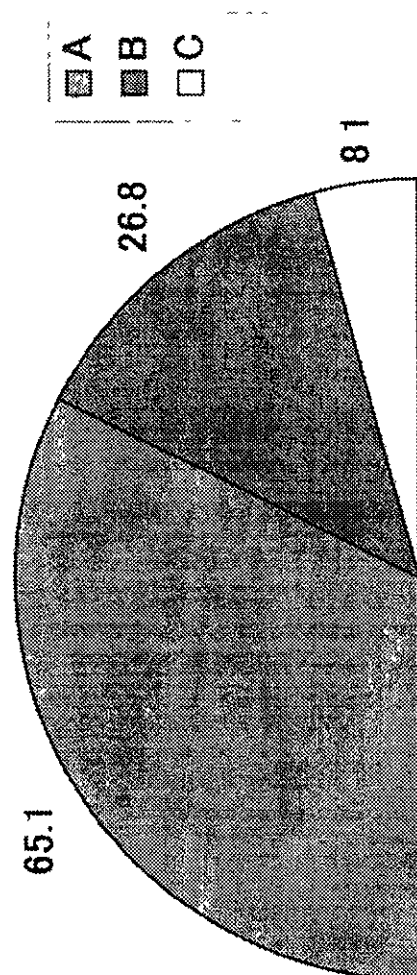
- 市町村単独
- 施設の協力
- みなし
- 更生相談所
- その他



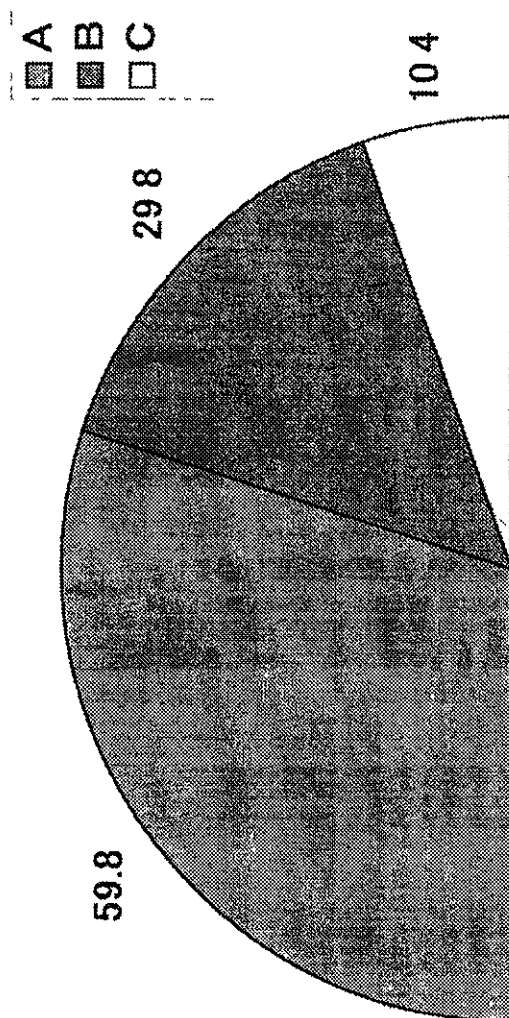




市町村決定区分



施設実態調査区分



施設調査の結果、市町村決定区分と比較して、A区は5.3%減少、B区分は3.0%、C区分は2.3%増加した(市町村は、本来B、C区分をA区分と重く区分を決定している)

